

諮問庁：警察庁長官

諮問日：令和4年6月21日（令和4年（行情）諮問第366号）及び同年8月29日（同第499号）

答申日：令和6年1月25日（令和5年度（行情）答申第618号及び同第620号）

事件名：行政文書ファイル「無罪事件（令和2年）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件
行政文書ファイル「無罪事件（令和2年）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書87（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年3月16日及び同年5月31日付け令4警察庁甲情公発第12-3号及び同第12-5により、警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、以下の部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

- (1) 不開示部分のうち、法5条1号に該当することを理由として不開示とした部分については、そのうちの句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は同号に該当するとはいえない。そうすると、法6条2項により同条1項の規定が適用される。また、前述の部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。
- (2) 不開示部分のうち、法5条各号（同条1号を除く）のいずれかに該当することを理由として不開示とした部分については、そのうちの句点及

び読点，並びに日本語の品詞たる助詞，助動詞又は接続詞にあたる単語は法5条各号（同条1号を除く）のいずれかに該当するとはいえない。また，前述の部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし，不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

原処分に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）において，審査請求人は，「Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている文書の内，「無罪事件（令和2年）」と題する行政文書ファイル（府省名が警察庁，作成・取得年度等が2019年度，大分類が指導，中分類が無罪事件・再審請求等，作成・取得者が警察庁刑事局刑事企画課長，起算日が2021年1月1日，保存期間が3年，保存期間満了日が2023年12月31日，媒体の種別が電子，保存場所が共有フォルダ，管理者が警察庁刑事局刑事企画課長，保存期間満了時の措置が廃棄であるもの）に編綴された行政文書すべて」の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は，本件開示請求に係る対象文書として，本件対象文書を特定した。

本件対象文書の中で，被疑者又は事件関係者が特定される情報及び被疑者又は事件関係者について警察が捜査の過程で収集したその他の情報は法5条1号に，被疑者又は事件関係者の供述内容は同条1号及び4号に，慣行として公にされていない警察職員の氏名は同条1号及び4号に，犯罪の認知の端緒及び捜査の経緯等が記載された部分は同条1号及び4号に，具体的な捜査事項，捜査の方針，手法，犯行行為の手口，技術，態様等が記載された部分は，同条4号に，警察捜査の体制が記載された部分は同条4号に，公判廷における争点，主張及び立証方針等が記載された部分は同条4号に，担当検察官の氏名は同条4号に，それぞれ該当することから，当該部分を不開示とする原処分を行い，行政文書開示決定通知書（令和4年3月16日及び同年5月31日付け令4警察庁甲情公発第12-3号及び同第12-5）により，審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，不開示部分について，「いずれも，法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。仮に該当するとしても，句読点や助詞，助動詞，接続詞については不開示情報に該当しないと考える」旨を主張し，原処分の取消しを求めている。

4 原処分の妥当性について

(1) 不開示情報該当性について

法5条1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」で、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報を除いたものを、同条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、それぞれ不開示情報と規定している。

審査請求人は、審査請求書において、「不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらないと考える」旨の主張をしていることから、原処分における不開示情報該当性について以下のとおり述べる。

(2) 本件対象文書に記載されている「被疑者又は事件関係者が特定される情報及び被疑者又は事件関係者について警察が捜査の過程で収集したその他の情報」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「被疑者又は事件関係者が特定される情報及び被疑者又は事件関係者について警察が捜査の過程で収集したその他の情報」は、氏名、住居、本人の経歴、犯罪経歴の有無、生活状況等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

(3) 本件対象文書に記載されている「被疑者又は事件関係者の供述内容」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「被疑者又は事件関係者の供述内容」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、関係者が将来自身の供述が公になるものと推測して供述を拒み、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがあるほか、供述内容が明らかになることにより、事件関係者等から報復を受けるおそれがあるなど、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条1号及び4号に該当するため不開示とした。

(4) 本件対象文書に記載されている「慣行として公にされていない警察職員の名」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「慣行として公にさ

れていない警察職員の氏名」は、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号のイからハまでに掲げる情報のいずれにも該当しないことから、同号に該当するため不開示とした。

また、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようとする、懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法5条4号に該当する。

- (5) 本件対象文書に記載されている「犯罪の認知の端緒及び捜査の経緯等が記載された部分」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「犯罪の認知の端緒及び捜査の経緯等が記載された部分」が記載された部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるとともに、公にすることにより、通報者等が将来公になるものと推測し、通報等をちゅうちょするおそれや、犯罪を企図する者において、警察の捜査手法等を知ることを可能にし、ひいては、犯行態様の模倣や警察の捜査を妨害する等対抗措置をとることを容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共と安全の秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから、法5条1号及び4号に該当する。

- (6) 本件対象文書に記載されている「具体的な捜査事項、捜査の方針、手法、犯行行為の手口、技術、態様等が記載された部分」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「具体的な捜査事項、捜査の方針、手法、犯行行為の手口、技術、態様等が記載された部分」は、公にすることにより、警察の捜査の着眼点や手法等が明らかとなり、犯罪を企図する者において、警察の捜査を免れるために対応措置をとることを容易にするおそれがあるとともに、当該手口等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

- (7) 本件対象文書に記載されている「警察捜査の体制が記載された部分」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「警察捜査の体制が記載された部分」は、公にすることにより、警察の捜査能力、対処能力等

が明らかとなり、犯罪を企図する者において、捜査を免れるために対応措置をとることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

(8) 本件対象文書に記載されている「公判廷における争点、主張及び立証方針等が記載された部分」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「公判廷における争点、主張及び立証方針等が記載された部分」は、公にすることにより、警察捜査の着眼点や公判廷における検察官の立証手法等が明らかとなり、警察の捜査や検察官の控訴の維持を免れるために偽証、隠蔽等の対抗措置をとることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

(9) 本件対象文書に記載されている「担当検察官の氏名に関する情報」を不開示とした理由

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「担当検察官の氏名」は、その氏名を公にすることにより、事件の処分等に不満を持つ被疑者等事件関係者から、当該検察官に危害を加えられるおそれがあるほか、将来捜査を妨害されるおそれがあるなど、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

(10) その他の主張に対する反論

審査請求人は、本件対象文書の不開示とした部分のうち、「句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は同号に該当するとはいえない」と主張し、「前述の部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない」とも主張している。

しかしながら、「句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語」は、一体的な情報を記載するための構成要素に過ぎず、それ自体に有意な情報を含んでいるとはいえない。仮に、文面によっては、助詞や接続詞等からその内容を推知し得ることがあり得るとしても、「句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語」は、不開示情報と不可分一体のものであって、別異に取り扱う必要はない。

したがって、審査請求人の上記主張は失当であり、原処分の判断を変更する必要はない。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分を維持することが適切と考える。

6 その他

文書22の件名の一部について、当初、個人の権利利益を害するおそれがある情報として法5条1号により不開示としたところであるが、当該部分については、同号に該当しないことから、改めて開示決定を行うこととする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 令和4年6月21日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第366号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年7月7日 | 審議（同上） |
| ④ | 同年8月29日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第499号） |
| ⑤ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ | 同年10月3日 | 審議（同上） |
| ⑦ | 令和5年12月19日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和4年（行情）諮問第366号及び同第499号） |
| ⑧ | 令和6年1月19日 | 令和4年（行情）諮問第366号及び同第499号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる87文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、諮問に当たり、上記第3の6のとおり、本件対象文書のうち文書22の件名の一部について、法5条1号に該当しないことから、改めて開示決定するとしており、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の開示実施文書を確認したところ、別表に掲げる部分は、開示実施文書においてマスキングされているが、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の不開示とした部分への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分（開示決定通知書）においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下検討する。

ア 警察職員の氏名について

本件不開示維持部分のうち、文書30の1頁目の下から2行目、文書56の1頁目の下から2行目並びに文書87の1頁目の28行目の26文字目及び27文字目の当該不開示維持部分には、警察職員の氏名が記載されていることが認められる。

(ア) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名を、府県警察においては、警部補及び同相当職以下の職にある職員の氏名を、それぞれ公表しておらず、これらの氏名は慣行として公になっていない。

当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、当該職員の氏名を不開示とした。

(イ) 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行のない職にある警察職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどとする上記(ア)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断す

るまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その他の本件不開示維持部分について

本件不開示維持部分のうち、文書1ないし文書84の不開示維持部分には、無罪判決、逆転有罪判決及び有罪判決であっても捜査上の違法性が指摘された刑事事件に関し、特定の被告人の氏名とともに各事件の捜査及び裁判の経過等に関する具体的な内容が記載されていることが認められる。

(ア) 当該文書は、各被告人に係る文書ごとに、一体として当該被告人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 当該文書は、無罪等の判決事件について、今後の捜査運営上の参考とするために各都道府県警察から警察庁へ報告された文書であることから、一般的にその内容は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、法5条1号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) 次に、法6条2項の部分開示の可否及び法5条1号以外の不開示情報該当性について検討する。

a 被告人に関する部分について

当該不開示維持部分には、特定の被告人の氏名、本籍（国籍）、住居、年齢、生年月日、性別、家族構成、職業並びに犯歴の有無及び内容が記載されており、当該部分は個人に係る個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

b 被害者及び事件関係者に関する部分について

当該不開示維持部分には、事件に関わる被害者及び事件関係者の氏名、本籍（国籍）、住居、年齢、生年月日、性別、職業、肩書、階級並びに犯歴の有無及び内容が記載されており、当該部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

c 事件の内容、捜査の概要及び判決に至るまでの経緯等に関する部分について

当該不開示維持部分には、各事件の内容及び捜査から判決に至るまでの経緯等に関する詳細な情報が記載されており、これを公にすると、当該被告人の知人などの関係者にとっては、当該被告人をある程度特定することが可能となり、その結果、被告人の刑事裁判に係る情報が当該関係者に知られ、当該被告人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、当

該不開示部分は、法6条2項による部分開示をすることはできず、法5条1号に該当し、諮問庁が上記第3の4(3)及び(5)で説明する「被疑者又は事件関係者の供述内容」及び「犯罪の認知の端緒及び捜査の経緯等が記載された部分」の同条4号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 捜査手法等に関する部分について

文書1, 文書11, 文書17ないし文書19, 文書24, 文書25, 文書27, 文書30, 文書36, 文書37, 文書39, 文書41, 文書42, 文書49, 文書52, 文書54, 文書57, 文書59, 文書64, 文書66及び文書76の当該不開示維持部分には、捜査機関の捜査方針, 捜査手法, 捜査事項, 捜査範囲, 対処方針及び対処内容等が具体的に記載されていることが認められる。

これらの情報を公にすることにより、捜査上の着眼点及び手法などの捜査機関の捜査能力, 対処内容等が明らかとなり、犯罪を企図する者において、当該情報が対抗措置や犯罪の実行を容易にするために利用されるおそれがある旨の上記第3の4(6)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、犯罪の予防, 鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

e 警察捜査の体制に関する部分について

文書8, 文書9, 文書14, 文書17, 文書19, 文書25, 文書27及び文書66の当該不開示維持部分には、警察捜査の体制が記載されていることが認められる。

当該体制を公にすることにより、捜査に従事する人員が判明し、個別の事件に係る警察の捜査能力, 対処能力等を推認させ、犯罪を企図する者において、これを研究・分析することで、今後の類似事件等において捜査を免れるための対応措置をとることを容易にする旨の上記第3の4(7)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、犯罪の予防, 鎮圧又は捜査, 公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

f 公判廷における争点，主張及び立証方針等に関する部分について

文書1，文書6，文書7，文書9，文書11，文書13ないし文書16，文書18ないし文書22，文書25及び文書28ないし文書84の当該不開示維持部分には，各無罪事件に係る公判廷における争点及び関連する事実関係，当該争点に係る事件当事者等の供述・証言・主張等並びに検察官の立証方針及び対応等が記載されていることが認められる。

これらの情報を公にすることにより，捜査機関の捜査の着眼点や公判廷における検察官の立証手法等が明らかになり，犯罪を企図する者において，今後の類似事件の捜査や検察官の公訴の維持を免れるために偽証，隠蔽等の対抗措置をとることを容易にするおそれがある旨の上記第3の4（8）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条4号に該当し，不開示とすることが妥当である。

g 担当検察官の氏名に関する部分について

文書1，文書4ないし文書7，文書10，文書11，文書14，文書17，文書20，文書22，文書28，文書32，文書34，文書41，文書45，文書46，文書51，文書54，文書65，文書69，文書75，文書77，文書80，文書82及び文書83の当該不開示維持部分には，各事件を担当した検察官の氏名が記載されていることが認められる。

特定の事件を担当した検察官を明らかにすれば，当該事件の処分等に不満を持つ者などから，当該検察官に対して，不当な干渉や危害を加えられるなどして，同検察官が行う他の事件の捜査や公判活動を妨害されるおそれがある旨の上記第3の4（9）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，犯罪の捜査，公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条4号に該当し，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 ●●特定市A●●でわいせつ行為を行った強制わいせつ被告事件
（特定年月日1付け）
- 文書2 特定市B特定区●●における男性殺人事件
- 文書3 ●●覚醒剤使用被告事件（特定年月日2付け）
- 文書4 覚せい剤取締法違反（使用の禁止）事件の無罪判決について（特定
年月日3付け）
- 文書5 一審で無罪判決のあった幼児に対する傷害致死被告事件（特定年月
日4付け）
- 文書6 ●●わいせつ行為を行った●●による準強制わいせつ被告事件（特
定年月日3付け）
- 文書7 ●●における傷害，わいせつ略取，監禁，強姦被告事件（特定年月
日5付け）
- 文書8 被告人●●にかかる建造物侵入，窃盗事件（特定年月日3付け）
- 文書9 ●●覚醒剤使用事件
- 文書10 一審で有罪判決のあった乳児（特定年月）に対する傷害控訴被告
事件（SBS）
- 文書11 ●●を窃取した窃盗被告事件（特定年月日6付け）
- 文書12 特定市C●●乳児虐待傷害致死被告事件
- 文書13 無罪判決について
- 文書14 ●●覚せい剤取締法（営利目的所持）違反事件（特定年月日7付
け）
- 文書15 覚取法違反（営利目的密輸）・関税法違反（輸入してはならない
貨物）事件
- 文書16 無罪判決について（特定年月日8付け）
- 文書17 ●●における●●に対する強制わいせつ事件
- 文書18 ●●による窃盗●●事件
- 文書19 ●●による傷害事件
- 文書20 ●●被告人2名による強盗傷人被告事件
- 文書21 特定都道府県A特定市Dにおける●●事件（特定年月日9付け）
- 文書22 ●●被告人による住居侵入，窃盗未遂事件被告事件（特定年月日
10付け）
- 文書23 ●●暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件
- 文書24 ●●に対する詐欺被告事件
- 文書25 無罪判決の速報について（特定年月日11付け特定文書番号A）
- 文書26 特定市Eにおける●●強制わいせつ事件（特定年月日11付け）
- 文書27 被告人●●にかかる住居侵入被告事件
- 文書28 ●●詐欺及び詐欺未遂被告事件（特定年月日12付け）

- 文書 2 9 準強制わいせつ被告事件
- 文書 3 0 無罪判決（器物損壊・威力業務妨害，有印公文書偽造・同行使事件）の報告について（特定年月日 1 3 付け特定文書番号 B）
- 文書 3 1 警察に対する偽計業務妨害被告事件
- 文書 3 2 ●●傷害被告事件
- 文書 3 3 ●●傷害（予備的訴因：業務上過失傷害），傷害被告事件
- 文書 3 4 ●●一部無罪となった覚せい剤取締法違反（所持）被告事件
- 文書 3 5 傷害致死被告事件
- 文書 3 6 ●●による恐喝被告事件
- 文書 3 7 被告●●にかかる覚せい剤取締法違反事件
- 文書 3 8 暴行●●被告事件
- 文書 3 9 窃盗●●被告事件
- 文書 4 0 被告人●●に対する強制性交等被告事件
- 文書 4 1 ●●窃盗●●被告事件●●
- 文書 4 2 ●●覚醒剤取締法違反（使用）被告事件
- 文書 4 3 ●●覚醒剤取締法違反（共同所持）等被告事件
- 文書 4 4 特定都道府県 B 特定条例に基づく太陽光発電建設補助金申請をめぐる詐欺被告事件
- 文書 4 5 特定都道府県 C 特定市 F ●●における●●暴行，脅迫事件の一部無罪判決（特定年月日 1 4 付け）
- 文書 4 6 特定大学特定職員に対する建築部材の共同研究をめぐる贈賄被告事件●●
- 文書 4 7 詐欺・詐欺未遂被告事件
- 文書 4 8 覚醒剤取締法違反，関税法違反被告事件（覚醒剤密輸）
- 文書 4 9 覚醒剤取締法違反，関税法違反被告事件（覚醒剤密輸）
- 文書 5 0 ●●特殊詐欺被被告事件
- 文書 5 1 特定市 G ●●発生の傷害致死等被告事件
- 文書 5 2 電子計算機使用詐欺，組処法違反（組織的詐欺），窃盗事件
- 文書 5 3 詐欺・詐欺未遂被告事件
- 文書 5 4 ●●一部無罪となった大麻取締法違反（譲受け）被告事件
- 文書 5 5 特別養護老人ホーム●●における業務上過失致死被告事件
- 文書 5 6 無罪判決（殺人）の報告について（特定年月日 1 5 付け特定文書番号 C）
- 文書 5 7 関税法違反被告事件（無許可輸入未遂，虚偽申告輸入未遂）
- 文書 5 8 特定市 H ●●における公務執行妨害事件
- 文書 5 9 被告人●●にかかる麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（特定年月日 1 6 付け）
- 文書 6 0 被告人●●に対する現住建造物等放火，詐欺未遂被告事件

- 文書 6 1 ●●に対する暴行等被告事件の一部無罪判決について（報告）
（特定年月日 1 7 付け特定文書番号D）
- 文書 6 2 特定市 I ●●における殺人被告事件
- 文書 6 3 実母による長女被害の殺人未遂事件
- 文書 6 4 無罪判決の速報について（特定年月日 1 8 付け）
- 文書 6 5 ●●騙し取った詐欺被告事件
- 文書 6 6 無罪判決の速報について（特定年月日 1 9 付け特定文書番号E）
- 文書 6 7 ●●覚醒剤密輸事件（覚醒剤取締法違反，関税法違反）の一部無罪判決について（報告）（特定年月日 2 0 付け特定文書番号F）
- 文書 6 8 ●●占有離脱物横領被告事件の無罪判決について（特定年月日 2 0 付け特定文書番号G）
- 文書 6 9 一部無罪となった●●窃盗被告事件
- 文書 7 0 ●●傷害・傷害致死被告事件
- 文書 7 1 ●●における建造物侵入，強制わいせつ未遂被告事件及び●●における住居侵入，強制性交等被告事件
- 文書 7 2 ●●占有離脱物横領被告事件
- 文書 7 3 特定市 J ●●における●●詐欺被告事件
- 文書 7 4 恐喝被告事件
- 文書 7 5 ●●一部逆転無罪となった覚せい剤取締法違反（所持）被告事件
- 文書 7 6 ●●わいせつ行為を行った 1 準強制わいせつ 2 準強制わいせつ 3 強制わいせつ未遂 4 準強制わいせつ致傷被告事件●●
- 文書 7 7 覚せい剤取締法違反，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反，過失運転致傷，道路交通法違反被告事件
- 文書 7 8 ●●児童に対する傷害等控訴事件
- 文書 7 9 被告●●にかかる現住建造物等放火事件
- 文書 8 0 ●●一部無罪となった準強制わいせつ・出入国管理及び難民認定法違反被告事件
- 文書 8 1 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件
- 文書 8 2 暴行以外の方法に起因する傷害の可能性を排除できないとして無罪となった実母による乳児に対する傷害（S B S）被告事件
- 文書 8 3 ●●無罪となった暴行被告事件
- 文書 8 4 ●●における威力業務妨害被告事件
- 文書 8 5 無罪判決等の速報について（特定年月日 2 1 付け特定文書番号）
- 文書 8 6 無罪判決等の速報について（通達）（特定年月日 1 2 付け特定文書番号H）
- 文書 8 7 無罪判決等の速報様式の記載例について（特定年月日 2 2 付け）

別表 (開示文書で不開示とした部分として明示されていない部分)

番号	文書番号	頁	不開示箇所
1	文書1	1	弁護人の不開示部分
2	文書5	1	同上
3	文書6	1	同上
4	文書7	1	同上
5	文書10	1	同上
6	文書11	1	同上
7	文書14	1	同上
8	文書17	9	同上
9	文書20	1	同上
10	文書27	3	27行目の15文字目ないし25文字目の弁護人の肩書及び氏名の不開示部分
11	文書28	2	弁護人の不開示部分
12	文書30	1	警電番号及びFAXの不開示部分
13	文書32	2	弁護人の不開示部分
14	文書34	2	同上
15	文書41	1	同上
16	文書45	2	同上
17	文書46	2	同上
18	文書51	2	同上
19	文書54	2	同上
20	文書56	1	警電番号及びFAXの不開示部分
21	文書61	1	警察電話の不開示部分
22	文書64	1	() 欄の不開示部分
23	文書67	1	電話番号の不開示部分
24	文書68	1	同上
25	文書69	2	弁護人の不開示部分
26	文書75	2	同上
27	文書77	2	同上
28	文書80	2	同上
29	文書82	2	同上
30	文書83	2	同上
31	文書87	1	28行目の28文字目ないし34文字目の不開示部分

※当審査会事務局において整理した。